びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

(9)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(13)　株式会社商工組合中央金庫の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金（担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14)　株式会社商工組合中央金庫の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。

(15)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(16)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(18)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(19)　連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

(20)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率

(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項

(23)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(24)　資産の部の有価証券中の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(25)　以上のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引資産及び特定取引負債は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

4　特定取引勘定を設置している株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等の分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

5　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

6　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	